

## <参考1> 営農計画の例

<参考様式>

株式会社〇〇 営農計画書

作成 令和×年×月

作成者 株式会社〇〇

## 1 株式会社〇〇 会社概要

(1) 本社所在地及び連絡先

(2) 代表取締役

(3) 設立

(4) 資本金

(5) 従業員数

(6) 事業内容

## 2 農業経営の目標

(1) 将来の農業経営の構想

\* 農業に参入する目的、農業経営の目標、本業との相乗効果、農業技術の習得等、参入時における農業経営の目標等の位置づけや必要性が明らかになるよう、作成時において構想している自らの将来の農業経営を記載する。

(2) 就農時における目標

ア 初年度

営農部門	露地野菜	就農予定地	〇〇市町	就農時期	年 月
経営規模	200a				
作目	レタス	200a	枝豆	200a	
		a		a	
売上目標 (利益目標)	千円 ( 千円)				
農業 労働力	氏名	年齢	年間農業従事日数		
	静岡 太郎	45	200		
	葵 次郎	43	250		
	パート・臨時雇用 4名				

イ 目標年度（概ね5年後）

営農部門	露地野菜	就農予定地	〇〇市町
経営規模	800a		
作目	レタス	800a	枝豆
		a	a
売上目標 (利益目標)	千円 ( 千円)		
農業 労働力	氏名	年齢	年間農業従事日数
	静岡 太郎	45	200
	葵 次郎	43	250
	新規雇用（正社員）		250
	新規雇用（正社員）		250
	パート・臨時雇用 10名		

3 生産計画

生産に供する農地、家畜、施設関係		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	単位
		令和 年					
農地、 採草放牧地	田	200	300	400	600	800	a
	畑						a
	その他						a
	合計面積						a
	(うち借入地)						a
常時飼養 家畜	経産牛、繁殖雌牛						頭
	繁殖雌豚、ブロイラー						頭、羽
	その他						
施設関係	温室面積						m <sup>2</sup>
	施設用地面積						m <sup>2</sup>
	(うち借入地)						m <sup>2</sup>

作付内容 生産・販売物	単価		単位生産量		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	単位
	目標	単位	目標	単位	令和 年					
1 レタス	160	円/kg	2,700	kg/10a	200	300	400	600	800	a
2 枝豆	300	円/kg	700	kg/10a	200	300	400	600	800	a
3										a
4										a
5										a

#### 4 農業の技術や経営方法を習得するための研修

(1)過去の農業教育・研修経験

(2)今後の農業教育・研修予定

#### 5 農業に必要な施設の設置、機械の購入及び貸借その他の参入時においてとるべき措置

実施年度	施設、機械等	規模・構造等	数量	事業費(千円)	活用資金	備考
1	RO	トラック	2.0t	一台	1,100	近代化資金
2	RO	アタッチメント(マルチャー)	1.8m	一式	1,200	近代化資金
3	RO	動力噴霧器		一式	800	近代化資金
4	RO	トンネル等被覆資材		一式	3,800	近代化資金
5	RO	管理機		一台	280	自己資金
6	RO	運搬車		一台	900	自己資金
7	RO	レタス種苗費			1,400	自己資金
8	RO	肥料・農薬費			1,800	自己資金

#### 6 資金調達計画

資金名	借入時期	借入額	借入条件	償還
農業近代化資金	○年○月	6,900千円	1.35%	×年～△年

#### 7 就農用地の候補地

所在地	面積(m <sup>2</sup> )	通作時間	確保の方法	進捗状況
静岡市葵区○○	4,000 m <sup>2</sup>		貸借予定	地権者と合意済み
静岡市葵区××	6,000 m <sup>2</sup>		貸借予定	地権者と交渉中
静岡市葵区△△	10,000 m <sup>2</sup>		貸借予定	候補地選定に至っていない。

#### 8 販売対策

\*生産された農産物の販売や加工の方法、支援者等について記載。



12 農業収支計画

(円)

		1年目	2年目	3年目	4年目	目標(5年目)	
売上高							
売上高	レタス	経営規模(a)					
		生産量(kg)					
		売上高					
	枝豆	経営規模(a)					
		生産量(kg)					
		売上高					
		経営規模(a)					
		生産量					
		売上高					
		経営規模(a)					
		生産量					
		売上高					
	作業受託収入						
	その他( )						
生産費							
直接生産費	種苗費						
	肥料費						
	農薬費						
	光熱動力費						
	諸材料費						
	その他						
出荷経費	出荷資材費						
	出荷運賃						
	出荷手数料						
	その他						
その他	施設・機械費						
	うち減価償却費						
	役員報酬						
	給料及び手当						
	支払利息						
	支払地代 その他						
税引前利益							
租税公課							
利益							
農業負債(短期)							
農業負債(長期)							

## <参考2> 農地所有適格法人の定款例

株式会社〇〇〇〇 定款 (例)

### 第1章 総則

(商号)

**第1条** 当社は、株式会社〇〇〇〇と称する。

(目的)

**第2条** 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 農畜産物の生産・加工・販売
- (2) 農用地の維持管理・改良
- (3) 農作業及び試験・研究の受託
- (4) 農業用施設・機械等のリース
- (5) 農業生産に必要な資材の製造販売
- (6) 農業研修
- (7) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

**第3条** 当社は本店を静岡県〇〇市 〇〇番地に置く。

(公告方法)

**第4条** 当社の公告は、〇〇新聞に掲載する方法により行う。(官報に掲載する場合は不要)

### 第2章 株式

(発行可能株式総数)

**第5条** 当社の発行可能株式総数は、〇〇〇株とする。

(株券の不発行)

**第6条** 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

**第7条** 当社の株式は、株主総会の承認がなければ譲渡または取得することができない。

※農地所有適格法人の場合、必須条項になります。

(基準日)

**第8条** 当社は、毎年〇月〇〇日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要がある場合には、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿記載事項記載の請求)

**第9条** 株式の取得により株主名簿記載事項の記載を請求するときは、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに取得の原因を証する書面を添えて提出しなければならない。

(質権の登録および信託財産の表示)

**第10条** 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するときは、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録または表示の取り消しについても同様とする。

(手数料)

**第11条** 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

### 第3章 株主総会

(招集)

**第12条** 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者および議長)

**第13条** 株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたる。

2 代表取締役に事故あるときは、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

**第14条** 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

**第15条** 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

**第16条** 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

## 第4章 取締役

(員数)

**第17条** 当社の取締役は3名以上とする。

(選任方法)

**第18条** 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 4 取締役は、当社の株主でなければならない。

(任期)

**第19条** 取締役の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

**第20条** 当社は、取締役の互選によって、取締役の中から代表取締役を選定することができる。

(報酬等)

**第21条** 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 監査役（任意設置）

(監査役の設定等)

**第22条** 当社は、監査役を置く。

- 2 当社の監査役は、2名以内とする。

(選任方法)

**第23条** 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権をもって行う。

(任期)

**第24条** 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

**第25条** 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 計算

(事業年度)

**第26条** 当会社の事業年度は、毎年〇月〇日から、翌年〇月〇日までとする。

(剰余金の配当)

**第27条** 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

## 第7章 附則

(設立に際して出資される財産の価額)

**第28条** 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、〇〇〇株とし、その発行価額は1株につき金〇〇〇〇〇円とする。

(設立時取締役及び監査役)

**第29条** 当会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役	住所
	氏名

設立時取締役 住所  
氏名

設立時取締役 住所  
氏名

設立時監査役 住所  
氏名

設立時監査役 住所  
氏名

(最初の事業年度)

**第30条** 当会社の最初の事業年度は、当会社成立から令和 年 月 日までとする。

(発起人の氏名、住所及び引受株数)

**第31条** 発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式数は、次のとおりである。

発 起 人 住所  
氏名  
株式 株

発 起 人 住所  
氏名  
株式 株

発 起 人 住所  
氏名  
株式 株

(定款に定めのない事項)

**第32条** この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令によるものとする。

以上、株式会社 を設立するため、この定款を作成し、発起人がこれに記名押印する。

令和 年 月 日

発 起 人 静岡県〇〇市

印

発 起 人 静岡県〇〇市

印

発 起 人 静岡県〇〇市

印

## ＜参考3＞ 農地の売買・貸借に関する制度について

個人や法人が、農地を売買又は貸借する場合には、農業委員会等の許可を受ける方法（農地法）と、農地中間管理機構が定める「農用地利用集積等促進計画」を県が公告し権利を設定・移転する方法（農地中間管理事業法）、市町が定める「農用地利用集積計画」により権利を設定・移転する方法（農業経営基盤強化促進法）（令和6年度までの経過措置）があります。

### 1 農地法に基づく農地の売買・貸借の制度

- 個人や法人が、耕作目的で農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、原則として農業委員会の許可を受ける必要があります。（農地法第3条）許可を受けなかった行為は無効です。
- 農地法に基づき、農業委員会等の許可を受け農地の貸借を行う場合は、契約期限が到来しても両者による解約の合意がない限り、原則貸借は継続されます。（農地法の法定更新）。
  - ・賃貸借の期間満了前の1年前から6か月前までに更新しない旨の通知をしないときは、従前と同一条件でさらに賃貸借をしたものと見なされます。（農地法第17条）
  - 農地の賃貸借契約を解除・解約する場合には、原則として都道府県知事の許可を受ける必要があります。（農地法第18条）

### 2 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買・貸借の制度

- 個人や法人が、農地を売買又は貸借する場合、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）を利用する方法があります。
- 農用地利用集積計画は、農地の貸し手と借り手の貸借等を集団的に行うため、個々の権利移動を1つの計画にまとめたもので、市町が作成します。
- 農業経営基盤強化促進法では、市町が農地の権利移動について計画を作成・公告することにより、農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われます。
- 農用地利用集積計画により設定された貸借については、農地法の法定更新の規定が適用されませんので、貸借の期間が満了すれば、農地は貸し手に自動的に返還されます。なお、農地の貸し手と借り手が引き続き貸借を希望する場合は、市町が再度、農用地利用集積計画を作成・公告することにより再設定することができます。

（令和6年度までの経過措置）

### 3 農地中間管理事業法に基づく農地の売買・貸借の制度

- 個人や法人が、農地を借り受ける場合には、農地中間管理事業（農地バンク事業）に基づく農用地利用集積等促進計画を利用する方法があります。
- 農地中間管理事業は、農用地利用集積等促進計画に基づき、農地中間管理機構（農地バンク）が地権者から農地を借り受け、受け手に貸し出します。
- 農地中間管理事業は、地域での話し合いにより将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」に基づく貸借を行います。
- 農地中間管理事業を利用する場合は、地域計画の策定主体である市町・農業委員会にご相談ください。
- 農地中間管理事業法では、農地法の許可を受けることなく、農地の権利設定、移転が行われます。
- 農地中間管理事業により設定された貸借については、農地法の法定更新の規定が適用されませんので、貸借の期間が満了すれば、農地は貸し手に自動的に返還されますが、借り手、貸し手が引き続き貸借を希望する場合は、再度、所定の手続きを行うことで、再設定することができます。

## ＜参考4＞ 農地法で農地を貸借する場合の許可申請書（例）

### 農地法第3条の許可申請書及び添付書類（法人）

\*本書類は一例であり、実際の申請の際は、農業委員会に相談し入手してください。

- 1 申請書（申請者が複数の場合には加算して部数が必要になる場合があります）（P37）…3部
- 2 土地登記事項証明書（申請土地1筆ごとに）……………1部
- 3 住民票抄本（土地登記事項証明書上の所有者の住所と現住所が異なる場合）…1部
- 4 案内図……………2部
- 5 公函（申請地隣接の土地の地目・面積・所有者を記入）……………2部
- 6 耕作管理計画書（P51）……………2部
- 7 通作図（会社から申請に係る農地までの通作経路を地図に示したもの）……………2部
- 8 農地賃貸借契約書の写し（賃貸借権設定の場合のみ、解除条件付きを含む）（P52）…3部
- 9 法人全部事項証明書……………1部
- 10 定款の写し……………1部
- 11 営業報告書または決算書写し……………1部
- 12 耕作証明書（法人所在地が他市町村又は〇〇市の他の農業委員会が  
所管する地域の場合、他の農業委員会の証明（内1部は写しで可）……………2部
- 13 委任状（申請書の作成・提出・受領を第三者に委任する場合）
- 14 農地等の利用状況報告書（解除条件付農地貸借）（P56）……………1部
- 15 農地所有適格法人報告書（P59）……………1部

\*下線は、本書に掲載している書類

農地法第3条の規定による許可申請書

年 月 日

農業委員会会長 殿

当事者

<譲渡人>  
住所  
氏名

<譲受人>  
住所  
氏名

下記農地(採草放牧地)について { 所有権  
賃借権  
使用貸借による権利  
その他使用収益権 ( ) } を { 設定(期間〇〇年間)  
移転 }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

記

1 当事者の氏名等 (国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

当事者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者
譲渡人						
譲受人						

2 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	対価、賃料 等の額(円) [10a当たりの額]	所有者の氏名又 は名称 [現所有者の氏名又 は名称(登記簿と 異なる場合)]	所有権以外の使用収益権が設 定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種類、 内容	権利者の氏名又 は名称
				/10a			

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

--

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地		農地面積 (m <sup>2</sup> )	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (m <sup>2</sup> )
	自作地					
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (m <sup>2</sup> )	状況・理由
			登記簿	現況		
非耕作地						

所有地以外の土地		農地面積 (m <sup>2</sup> )	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (m <sup>2</sup> )
	借入地					
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (m <sup>2</sup> )	状況・理由
			登記簿	現況		
非耕作地						

(記載要領)

- 1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。  
 なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。
- 2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採放 牧地
作付(予定)作物								
権利取得後の面積(m <sup>2</sup> )								

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類				
確保しているもの	所有 リース				
導入予定のもの (資金繰りについて)	所有 リース				

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況  
農作業暦〇〇年、農業技術修学暦〇〇年、その他 ( )

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在:	(農作業経験の状況: )
	増員予定:	(農作業経験の状況: )
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在:	(農作業経験の状況: )
	増員予定:	(農作業経験の状況: )

- ④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付してください。)

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容 (信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。)

--

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係 (本人又は世帯員等)	農作業への年間従事日数	備考

(記載要領)

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。

<農地法第3条第2項第5号関係>

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。)の目的に供するため貸し付けようとする場合である。  
(表作の作付内容= 、裏作の作付内容= )
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

#### 6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

#### II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

#### 7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

＜農地法第3条第3項第3号関係＞（権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。）

8 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

- (1) 氏名
- (2) 役職名
- (3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：年      か月  
そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：年      か月（直近の実績）  
年      か月（見込み）

### Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

- その取得しようとする権利が地上権（民法（明治29年法律第89号）第269条の2第1項の地上権）又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合

（事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。）

- 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

- 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合

（景観法（平成16年法律第110号）第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。）

(2) 以下の場合は、Ⅰの1-2（効率要件）及び2（農地所有適格法人要件）以外の記載事項を記載してください。

- 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合

- 地方公共団体（都道府県を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合

- 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

- 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、Iの2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限り、該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
  - ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人
- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙）

<農地法第2条第3項第1号関係>

1-1 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在(実績又は見込み)			
権利取得後(予定)			

1-2 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)		
2年前(実績)		
1年前(実績)		
申請日の属する年 (実績又は見込み)		
2年目(見込み)		
3年目(見込み)		

<農地法第2条第3項第2号関係>

2 構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
					農地等の提供面積(m <sup>2</sup> )		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
					権利の種類	面積	直近実績	見込み	

議決権の数の合計

農業関係者の議決権の割合

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：

(2) 農業関係者以外の者 ((1)以外の者)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数

議決権の数の合計

農業関係者以外の者の議決権の割合

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

<農地法第2条第3項第3号及び第4号関係>

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間従 事日数		必要な農作業へ の年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間従 事日数		必要な農作業へ の年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
  - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
    - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
    - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
    - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
    - エ 農業生産に必要な資材の製造
    - オ 農作業の受託
    - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
    - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
  - (2) 農業と併せ行う林業
  - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「1-1 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「1-2 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。
- 4 「2(1) 農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2(1) 農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

6 2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等並びに3の国籍等並びに4の国籍等の各欄については、所有権を移転する場合のみ記載してください（ただし、2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。）。

国籍等は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

なお、4については、3の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間150日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

# 確 約 書

令和 年 月 日

(あて先) ○○市農業委員会会長

(社名)

印

農地法第3条許可を受け、本社が下記の借受け農地の耕作を行うに際し、以下の点について留意し実行することを確約します。

## 記

1. 周辺農家との協調及び連携を図るとともに、地域の農業生産環境の保全に対し十分配慮します。
2. 借受け農地が受益を受ける道路、水路、ため池等の建設、維持管理等の共同利用に関する取り決めに遵守します。
3. 借受け農地の存在する地域の鳥獣害対策に協力します。
4. 借受け農地と関係する地域の住民や農家から、農業の維持発展に関する話し合い活動等への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加します。
5. 前項までの規定する役割を担うため、事業に常時従事する役員のうち1名をその任に当たさせます。

○権利を設定する土地 (所在地・地目・面積)

# 耕 作 管 理 計 画 書

1. 自宅(譲受人)から申請地への通作関係

申 請 地 の 所 在 地 番	距 離	通作方法	所要時間
市 町 番	m		分

2. 取得しようとする農地に必要な所要労働力及び重要な作業方法等

(作物別にその作業の時期・回数・稼働人員及びその構成・耕作方法及び必要な日・人数等を記入のこと)

(1)作物名

.....

.....

(2)耕作方法

(ア)播種及び植え付けの方法

.....

.....

(イ)除草及び薬剤散布の方法

.....

.....

(ウ)病虫害発生等の応急措置の方法

.....

.....

(エ)収穫の方法

.....

.....

3. 他の農地における作業と競合の有無及びその対策

.....

.....

4. その他参考資料

耕作者署名押印

※この様式（例）のうち、  で囲まれた部分は、「解除条件付賃貸借契約」の際に追加する記述内容や説明事項になります。

収 入  
印 紙

## 農地（採草放牧地）賃貸借契約書

賃貸人及び賃借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して賃貸人及び賃借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を〇〇農業委員会に提出する。

年 月 日

賃貸人（以下甲という。） 住所  
氏名  
賃借人（以下乙という。） 住所  
氏名

### 1 賃貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表1に記載する土地その他の物件を賃貸する。

### 2 賃貸借の期間

(1) 賃貸借の期間は、年 月 日から 年 月 日まで〇〇年間とする。

(2) 甲又は乙が、賃貸借の期間の満了の1年前から6か月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、賃貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。

### 3 契約の解除

甲は、乙が目的物たる農地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする。

### 4 借賃の額及び支払期日

乙は、別表1に記載された土地その他の物件に対して、同表に記載された金額の借賃を同表に記載された期日までに甲の住所地において支払うものとする。

### 5 借賃の支払猶予

災害その他やむをえない事由のため、乙が支払期日までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期日までその支払を猶予する。

### 6 転貸又は譲渡

乙は、本人又はその世帯員等が農地法第2条第2項に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。その他の事由により賃借物を転貸し、又は賃借権を譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

### 7 修繕及び改良

(1) 目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行なわれる場合には、同法に定めるところによる。

(2) 目的物の修繕は甲が行なう。ただし、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については乙が行う。また、乙が甲に対して修繕が必要である旨を通知し、若しくは甲がその旨を知ったにもかかわらず、甲が相当の期間内に必要な修繕をしないとき、又は緊急を要するときは、乙が行なうことができる。

(3) 目的物の改良は乙が行なうことができる。

(4) 修繕費又は改良費の負担又は償還は、別表2に定めたものを除き、民法及び土地改良法に従う。

## 8 経常費用

(1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。

(2) かんがい排水、土地改良等に必要経常経費は、原則として乙が負担する。

(3) 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。

(4) 租税以外の公課等で(2)及び(3)以外のものの負担は、別表3に定めるもののほかは、その公課等の支払義務者が負担する。

(5) その他目的物の通常維持保存に要する経常費は、借主が負担する。

## 9 目的物の返還及び立毛補償

(1) 賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を返還する。

(2) 乙は、目的物の返還時において、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合を除き、目的物を原状回復しなければならない。

この場合において、乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。

(3) 契約終了の際目的物の上に乙が甲の承諾を得て植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買取る。

(4) 甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。

## 10 一部滅失等による借賃の減額等

(1) 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。この場合において、甲及び乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとする。

(2) 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が耕作をできないときは、乙は、賃貸借契約を解除することができる。

## 11 全部滅失等による賃貸借の終了

賃貸借契約は、目的物の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなったときは、これによって終了する。

## 12 この賃貸借契約に附随する権利又は義務

## 13 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

## 14 その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 契約の目的物は別表1に表示します。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるか、又は別々に契約することが不適當な場合には、これらを含めて記載してください。

土地は一筆ごと、建物その他の物件は一個ごとに所在、地番及び地目又は種類、面積及び数量並びにこれらの借賃の額、支払時期及び支払方法を記載してください。

「面積」欄には、登記簿の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記簿の地積のほかに契約上決めた実際の面積を記載し、さらにその土地の畦畔面積又は土地の一部が溝となっているときは、その面積を記載してください。ただし、土地に付随して賃貸している溝があってもその溝が別の地番である場合は、別行に記載してください。
- 3 賃貸借の期間については、農地法第17条に規定する一時賃貸借である場合には、「1年前から6か月前まで」を「6か月前から1か月前まで」とします。
- 4 「農地を適正に利用していない」とは、農地法第4条及び第5条に違反しているもの、農地法第32条第1項1号に該当する場合等とします。
- 5 借賃の額は、一筆ごと又は一個ごとに記載してください。借賃の支払の方法が賃貸人の農業協同組合の預金口座への払込みによる場合には、「賃貸人の住所において支払う」を「賃貸人が〇〇農業協同組合に有する預金口座に払い込む」とします。なお、金銭以外のものを支払う借賃の定めがある場合においては、借賃の支払方法についての特約があるときは、その旨記載してください。
- 6 賃貸借の目的物の修繕及び改良についての負担区分は当事者間で取り決めた内容を別表2に記載してください。

修繕改良工事によって生じた施設の所有区分及び補償内容等を定めた場合は別表2の備考欄にこれらの事項を記載してください。
- 7 経費費用の負担区分については当事者間で取り決めた内容を別表3に記載してください。
- 8 賃借物の返還については、契約期間満了の日から「何日以内」に返還する旨を記載してください。
- 9 「賃貸借契約に付随する権利又は義務」欄には、この賃貸借契約に附随する権利義務に関する契約がある場合に記載してください。

別表1 土地その他の物件の目録等

土地その他の物件の表示					借 賃			備 考
大 字	字	地 番	地 目 (種類)	面 積 (数量)	単位当たり 金 額	総 額	支払期日	

別表2 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	賃貸人及び借借人の費用に関する支払区分の内容	借借人の支払額についての賃貸人の償還すべき額及び方法	備 考

別表3 公課等負担に係る特約事項

公 課 等 の 種 類	負 担 区 分 の 内 容	備 考

農地等の利用状況報告書

年 月 日

農業委員会会長 殿

住所

氏名

〔農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けて使用貸借による権利又は賃借権  
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集

の設定を受けた

積等促進計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた

農地（採草放牧地）について、農地法第6条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 〔農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けた者  
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第3号に規定する者〕 の氏名等

氏名	住所

2 報告に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積 (㎡)	作物の種類別作付面積(又は栽培面積)	生産数量	反 収	備 考
	登記簿	現況					

3 〔農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けて使用貸借による権利又は賃借権  
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集

の設定を受けた

積等促進計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた

農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響

4 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

5 業務執行役員又は重要な使用人の状況

氏名	常時従事者の役職名	耕作又は養畜の事業の年間従事日数

6 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 不要の文字は抹消してください。
- 2 報告書を提出する者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄附行為の写しを添付してください。
- 3 記の2の「報告に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 4 記の3の「農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響」には、例えば、病虫害の温床となっている雑草の刈取りをせず、周辺の作物に著しい被害を与えていないか等を記載してください。
- 5 記の4の「地域の農業における他の農業者との役割分担の状況」には、例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、道路、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等の取り組み状況（今後取り組む場合はその見込み）について記載してください。
- 6 記の5の「業務執行役員又は重要な使用人の状況」については、報告書を提出する者が個人である場合は記載不要です。「耕作又は養畜の事業の年間従事日数」欄には、当該事業年度において法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員（耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員がいない場合には、重要な使用人）の耕作又は養畜の事業への年間従事日数を記載してください。

なお、「重要な使用人」とは、その法人の使用人であって、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者をいいます。

農地所有適格法人報告書

年 月 日

農業委員会会長 殿

主たる事務所の所在地  
名称及び代表者氏名

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名		
主たる事務所の所在地		
経営面積 (ha)	所有農地の有無	有 ・ 無
	田	
	畑	
	採草放牧地	
法人形態		

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
実績			
翌事業年度の計画			

(2) 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
報告対象年度の2年前 (実績)		
報告対象年度の1年前 (実績)		
報告対象年度 (実績)		
翌事業年度の計画		

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等		議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
		在留資格又は特別永住者	農地等の提供面積(m <sup>2</sup> )		農業への年間従事日数		農作業委託の内容		
			権利の種類		面積	直近実績		翌事業年度の計画	

議決権の数の合計

--

農業関係者の議決権の割合

--

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

(2) 農業関係者以外の者 ((1)以外の者)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	議決権の数	
			在留資格又は特別永住者	

議決権の数の合計

--

農業関係者以外の者の議決権の割合

--

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間従 事日数		必要な農作業へ の年間従事日数	
					直近実績	翌事業年 度の計画	直近実績	翌事業年 度の計画

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間従 事日数		必要な農作業へ の年間従事日数	
					直近実績	翌事業年 度の計画	直近実績	翌事業年 度の計画

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
  - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
    - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
    - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
    - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
    - エ 農業生産に必要な資材の製造
    - オ 農作業の受託
    - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
    - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
  - (2) 農業と併せ行う林業
  - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しないの事業」欄に記載してください。
- 4 「3(1)農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
- 6 2、3及び4の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。
- 7 2の翌事業年度の計画、3の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに4の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください(ただし、3の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。)

国籍等は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者

にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

なお、4の（2）については、4の（1）の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間150日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

## ＜参考5＞ 農地中間管理事業で農地を貸借する場合の 必要書類と留意事項（法人の場合）

- 1 農用地利用集積等促進計画（P 65）  
※農地の借受けに同意するため、押印欄へ代表者印を押印します。  
※押印は社印ではなく代表者印です。
- 2 作成書類内容及び個人情報取扱い確認書（P 69）  
※記載された内容について同意の上、押印欄へ代表者印を押印します。
- 3 賃貸借権の設定等を受ける者（受け手）の農業経営の状況等（P 70）  
※事業計画等の必要事項を記入します。  
※農地所有適格法人と農地所有適格法人以外の法人で様式が異なります。
- 4 法人の定款  
※定款には事業として農業を行う旨の記載が必要です。
- 5 法人の組合員名簿又は株主名簿  
※農地所有適格法人の場合に必要です。
- 6 附属物の確認書（P 76）  
※農業用ハウス等が設置されている農地を借受ける場合や借受け後に設置する場合  
に必要です。
- 7 その他  
※状況に応じて準備が必要な書類がありますので、詳細についてはお問い合わせく  
ださい。

※下線は、本書に掲載している書類



### (記載注意)

- (1) 1の各筆明細は地権者、耕作者ごとに別葉とする。
- (2) 地権者等または耕作者が法人の場合は、(A)、(B)欄の「氏名又は名称」は、会社名、肩書き並びに代表者名を記載する。なお、同意印は、「社印」ではなく「代表者印」を押印する。
- (3) (C)欄は、地域計画の公告日、地域名を記入する。地域計画が未設定の場合は、「○○地区ほか」と記入する。農地が複数の地域にまたがる場合は「○○地区ほか」と記入する。
- (4) (D)欄の「面積」は土地登記簿等によるものとし、土地登記簿等の面積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿等の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を( )書きで上段に2段書きする。なお、1筆の一部について農地中間管理権、賃借権等が設定される場合には、○○○○㎡の内○○○○㎡と備考欄に記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付する。
- (5) (E)欄の「賃借権等の種類」は、「賃借権」又は「使用貸借権」のいずれかを記載する。
- (6) (E)欄の「内容」は、賃借権等の設定による当該土地の利用目的(水稻、野菜(レタス)、施設野菜(いちご)、果樹(みかん)、茶、樹園地(その他)、農業用施設用地(畜舎)等)を記載する。
- (7) (E)欄の「存続期間(年月)」は、「○年○ヶ月」と記載する。
- (8) (E)欄の「借賃」は、10a当たりの借賃及び当該土地の1年分の借賃(期間設定借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃)の額を記載する。
- (9) (F)欄は、(E)欄の「賃借権等の種類」に対応して「賃貸借」又は「使用貸借」のいずれかを記載する。
- (10) (G)欄は、共有の場合に記載する。権原の種類は所有権、地上権、永小作権等と記載する。(A)欄以外の権原者がいない場合は記入を要しない。

2 共通事項

- ・この農用地利用集積等促進計画において農地中間管理機構（以下「機構」という。）とは、公益社団法人静岡県農業振興公社をいう。
- ・この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される農地中間管理権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 農地中間管理権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の農地中間管理権は、この農用地利用集積等促進計画の認可公告により設定される。  
 1の各筆明細に定める機構又は使用貸借権による権利の設定（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「耕作者」という。）が当該賃借権の設定等を受けた土地について、当該農用地等を適正に利用していないと認められるときは、解除をすることができる。

(2) 借賃の支払・徴収方法及び手数料

ア 借賃の支払い方法

機構は、借賃を毎年12月20日（金融機関が休日の場合は、その翌日とする。）に、農地中間管理権の設定等を受けた日から1年分を、農地中間管理権を設定する者（以下「地権者」という。）の指定の預金口座に振り込むものとする。ただし、当該年度の10月以降に借り受けた場合には、翌年度の12月20日に支払うものとする。

イ 借賃の徴収方法

機構は、借賃を毎年12月10日（金融機関が休日の場合は、その翌日とする。）に、機構が当該農地を借り受けた日から1年分の借賃（ただし、機構が当該農地を借り受けてから耕作者に貸し出すまでの期間は控除する）を耕作者から申出のあった預金口座から徴収するものとする。ただし、当該年度の10月以降に借り受けた農地を耕作者に貸し付けた場合は、翌年度の12月10日に徴収するものとする。

ウ 手数料

機構は、手数料として借賃の1%を地権者及び耕作者から徴収する。ただし、手数料の額が100円に満たない場合は、100円とする。

(3) 借賃の増減額の請求

地権者及び耕作者は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(4) 借賃の改定

この農用地利用集積等促進計画を定めた後に、借賃を改定する必要がある場合は、農地法（昭和27年法律第229号）第52条に基づく農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して機構、地権者、耕作者が協議して定める額に改定する。

(5) 借賃の支払猶予

機構は、耕作者が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃を支払期限までに支払うことができないう場合には、相当と認められる期間までその支払を猶予することができる。

(6) 延滞金

ア 耕作者は、1の各筆明細に定める借賃を期日までに支払わない場合は、機構に対し、支払期日からの翌日から支払日までの間を計算期間とする延滞金を支払わなければならない。

イ 延滞金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。ただし、理事長が認めた場合にはこの限りでない。

(7) 解約にあつたの相手方の同意

地権者及び耕作者は、1の各筆明細に定める農地中間管理権、賃借権等の設定期間の中途において解約しようとする場合には、機構及び相手方の同意を得るものとする。

(8) 転貸又は譲渡

耕作者は、この農用地利用集積等促進計画により賃借権等の設定を受けた土地について、当該土地に係る権利を転貸若しくは譲渡をしてはならない。

(9) 境界の明示

地権者は、当該土地の引渡しの時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(10) 負担の除去

地権者は、当該土地の引渡しの時期までに、原則として機構及び耕作者の賃借権等の行使を阻害する要因を除去するとともに、賃借権等の設定期間中においても、賃借権等の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(11) 修繕及び改良

ア 地権者は、機構及び耕作者の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他地権者において修繕することができない場合で地権者の同意を得たときは、機構が修繕し又は耕作者に修繕させることができる。

この場合において、機構又は耕作者が修繕の費用を支出したときは、地権者に対して、修繕に要した費用を請求することができる。

イ 機構は、地権者の同意を得て当該土地の改良を行い又は耕作者に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、地権者の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、その他関係法令に従う。

(12) 附属物等の取扱い

ア 機構は、耕作者が行う附属物の取去等に対しては、その義務を負わないものとする。

イ 機構は、植栽、伐採、客土その他土地の形質変更及び農用地等に既に設置されている又は新たに設置される附属物の取扱いについては、耕作者と地権者の双方が協議の上、書面により合意することを求めるものとする。

(様式15-5) 集積等促進計画

- (13) 租税公課等の負担  
 ア 地権者は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。  
 イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、耕作者が負担する。  
 ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。  
 エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、耕作者が負担する。
- (14) 賃貸借又は使用貸借の解除  
 機構は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(15) 農地中間管理権、賃借権等の消滅  
 天災地変その他、機構、地権者及び耕作者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなつたときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定された農地中間管理権、賃借権等は消滅する。

(16) 目的物の返還  
 賃借権等の存続期間が満了したときは、耕作者は、その満了の日から30日以内に、地権者に対して、当該土地を原状に回復して返還する。（附属物等の取扱いについては（12）による。）  
 ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、耕作者は、原状回復の義務を負わない。  
 また、機構は、いかなる場合も原状回復の義務を負わないものとする。

(17) 農地中間管理権、賃借権等に関する事項の変更の禁止  
 機構、地権者及び耕作者は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される農地中間管理権、賃借権等に関する事項は変更しないものとする。  
 ただし、地権者、耕作者、市町及び機構が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(18) 賃借権等取得者の責務  
 耕作者は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(19) 機構関連事業の実施  
 機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。なお、県が事業を実施する際には、あらかじめ説明会等が開催される。

(20) その他  
 この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積等促進計画に疑義が生じたときは、機構、地権者、耕作者及び市町が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る事項

※ 修繕費又は改良費の内容及び負担者区分等

修繕又は改良の工事名	地権者及び耕作者の費用に関する支払区分の内容	地権者及び耕作者の支払額について負担すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る事項

※ 土地改良区の賦課金等の種類及び負担者区分

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考

別表3 その他特記事項

備考

## 作成書類内容及び個人情報の取扱い確認書

(農地中間管理機構)  
公益社団法人静岡県農業振興公社理事長

地権者からの農用地等の借受け及び耕作者への転貸に必要な書類を下記のとおり作成しましたので、記載に誤りがないか確認をお願いいたします。

下記の内容について、同意する場合は、「作成書類内容及び個人情報の取扱い確認」欄に署名してください。

### 記

#### 1 作成書類 「農用地利用集積等促進計画」

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき農地中間管理権の設定、又は賃借権の設定等を行う書類です。権利を設定する農用地等、権利者、利用権の種類、始期、終期、借賃料等を記載し、知事の認可公告により権利が設定され、又は移転します。

#### 2 作成書類の利用目的

- (1) 農用地等の借入れ、貸付けを行う農地中間管理事業及びこれらに付随する業務
- (2) その他、当公社が法令等により営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- (3) (1)及び(2)の業務に係わる農用地等の位置及び権利関係の確認、審査に利用するため
- (4) (1)及び(2)の業務の管理のため
- (5) 本人であることの確認のため
- (6) 主務省及び監督官庁への報告等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者への提供のため
- (7) 各種証明書、領収書、賃借料口座振替案内等の御案内や各種情報の提供のため

#### 3 個人情報の取扱いについて

公社が取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び関係法令に基づき、適正に管理し、農地中間管理事業の実施のために利用します。

また、公社は、本事業で利用するほか農業振興関連事業等に係る交付金及び補助金の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、関係機関、団体等に必要最小限度内において当該個人情報を提供する場合があります。

### 作成書類内容及び個人情報の取扱い確認

この「作成書類内容及び個人情報の取扱い確認書」に記載された内容について同意します。(注)氏名が自署でない場合は、押印願います。

令和 年 月 日

住 所

氏名又は名称

印



(記載注意)

- (1) 受け手の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画のいずれかはその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権等の設定、移転等が2つ以上ある場合には、それぞれを合算した面積を記載するとともに、団地の数を記載する。団地数には、連続して作業ができる概ね10a以上の団地数を記入する。団地数の計は、借地と既耕作地が近接する場合があるので、単純な合計とはならない場合がある。なお、「その他」には、混放林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地の用に供される土地の別とその面積を記載する。
- (3) (D) 欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益が50%を超えるものと認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (4) (D) 欄の「関連事業等の内容」欄には、耕作又は養畜の事業に関する事業 ①農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、②農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、③農業生産に必要な資材の製造、④農作業の受託、農業と併せ行う林業、農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を記載する。
- (5) (D) 欄の「権利取得後」欄には、権利を取得しようとする農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）を耕作又は養畜の事業に供する事となる日を含む事業年度以後の状況を記載する。
- (6) (D) 欄の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等（以下「農業」という。）の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に記載する。また、「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高を計画の公告前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空白欄）、「1年目」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載する。
- (7) (G) 欄の「議決権又は株式の数」欄には、株式会社にあつては株式（議決権のあるものに限る。）の数を記載する。
- (8) (G) 欄の「前年実績」欄には、計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」欄には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (9) (G) 欄の「法人と構成員との取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に農作業を委託している農家」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載する。
- (10) (H) 欄の「住所」欄には、農事組合法人にあつては理事、合名会社、合資会社又は合同会社にあつては業務執行権を有する社員、株式会社にあつては取締役（以下「業務執行役員」という。）が生活の本拠としている場所を記載する。
- (11) (H) 欄の「年間農業従事日数」欄には、計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」欄には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (12) (H) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度において業務執行役員の行うこととなる農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事する年間日数の見込みを記載する。

( 記入例 )

賃借権の設定等を受ける者（受け手）の農業経営の状況等

(農地所有適格法人)

農地所有適格法人名		農事組合法人 しずおかの里	
整理番号	農地	100,000 m <sup>2</sup>	賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況 (D)
	採草放牧地	4 団地	
	その他	m <sup>2</sup> 団地	
受け手が賃借権の設定等を受ける土地の面積、団地の数 (A)	農地	200,000 m <sup>2</sup>	事業の種類 現在 現在 左記以外の事業の内容 米、飼料米、レタス 権利取得後 権利取得後 権利取得後 事業の実施状況及び事業計画 (販売高：千円)
	採草放牧地	5 団地	
	その他	m <sup>2</sup> 団地	
受け手の農地所有適格法人が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積、団地の数 (B)	農地	300,000 m <sup>2</sup>	農業 左記以外の事業 3年前 20,000 3年前 2年前 20,000 2年前 1年前 20,000 1年前 1年目 22,000 1年目 2年目 25,000 2年目 3年目 30,000 3年目
	採草放牧地	6 団地	
	作目	水稻、飼料米、レタス	
氏名・名称	認識権又は株式の数	1	受け手の農地所有適格法人の構成員の状況 (G)
	法人への農地等の権利設定・移転	面積	
	年間農業従事者数	前年実績 見込み	
富士 雪夫	年間農業従事者数	180	受け手の農地所有適格法人の実務執行役員の状況 (H)
	年間農業従事者数	前年実績 見込み	
	年間農業従事者数	前年実績 見込み	
安倍 岳夫	年間農業従事者数	160	受け手の農地所有適格法人の実務執行役員の状況 (H)
	年間農業従事者数	前年実績 見込み	
	年間農業従事者数	前年実績 見込み	
天竜 信康	年間農業従事者数	200	受け手の農地所有適格法人の実務執行役員の状況 (H)
	年間農業従事者数	前年実績 見込み	
	年間農業従事者数	前年実績 見込み	
承認会社であって投資円滑化法の適用を受ける者が農地所有適格法人の構成員となっている場合 (I)		雇用労働力 (年間延日数)	
その構成員の株主の氏名・名称		50 人日	
有する議決権		特になし	
		受け手の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (J)	

賃借権の設定等を受ける者（受け手）の農業経営の状況等

(農地所有適格法人以外の法人)

整理番号	法人名		解除条件付賃借権等の設定を受ける法人の事業の状況 (D)				解除条件付賃借権等の設定を受ける法人の主な家畜の飼養の状況 (E)		解除条件付賃借権等の設定を受ける法人の主な農機具の所有の状況 (F)	
	農地	団地	事業の種類	農畜産物名	種類	数量	種類	数量		
解除条件付賃借権等の設定を受ける土地の面積、団地の数 (A)	採草放牧地	m <sup>2</sup> 団地	現在	農畜産物名						
	その他	m <sup>2</sup>								
	農地	m <sup>2</sup> 団地								
解除条件付賃借権等の設定を受ける法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積、団地の数 (B)	採草放牧地	m <sup>2</sup> 団地	権利取得後							
	農地	m <sup>2</sup> 団地								
受け手の借受け後の経営面積、団地数及び主たる経営作目 (C)			作目							
解除条件付賃借権等の設定を受ける法人の雇用労働力の状況 (G)			解除条件付賃借権等の設定を受ける法人の耕作又は養畜の事業を執行する役員の状況 (H)							
雇用労働力			氏名	役職名	住所	年間農業従事日数				
						前年実績	見込み			
受け手の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (I)			地域の農業における他の農業者との役割分担の計画 (J)							

(様式 2-6)

(記載注意)

- (1) 受け手の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画のいずれかはその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権等の設定、移転等が2つ以上ある場合には、それぞれを合算した面積を記載するとともに、団地の数を記載する。  
団地数には、連続して作業ができる概ね10a以上の団地数を記入する。団地数の計は、借受地と既耕作地が併接する場合があるので、単純な合計とはならない場合がある。  
なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供される土地の別々その面積を記載する。
- (3) (D) 欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、相収益の50%を超えるものと認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の相収益も50%を超えない場合には、相収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (4) (D) 欄の「権利取得後」欄には、権利を取得しようとする農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）を耕作又は養畜の事業に供する事となる日を含む事業年度以後の状況を記載する。
- (5) (H) 欄の「住所」欄には、耕作又は養畜の事業を執行する取締役、理事、執行役、支店長等が生活の本拠としている場所を記載する。
- (6) (H) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している耕作又は養畜の事業を行う執行役、理事、執行役、支店長等の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。  
なお、「年間農業従事日数」欄は、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (7) (J) 欄の「地域の農業における他の農業者との役割分担の計画」欄には、地域協議会や共用施設の維持管理作業への参加等について記載する。

賃借権の設定等を受ける者（受け手）の農業経営の状況等

(農地所有適格法人以外の法人)

整理番号	法人名		*前記入例に準じて作成				
	農地	団地	解除条件付賃借権等の設定を受ける法人の事業の状況 (D)	解除条件付賃借権等の設定を受ける法人の主な家畜の飼養の状況 (E)	解除条件付賃借権等の設定を受ける法人の主な農機具の所有の状況 (F)	種別	数量
解除条件付賃借権等の設定を受ける土地の面積、団地の数 (A)	農地	m <sup>2</sup> 団地	事業の種類 農畜産物名				
	採草放牧地	m <sup>2</sup> 団地					
	その他	m <sup>2</sup>					
解除条件付賃借権等の設定を受ける法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積、団地の数 (B)	農地	m <sup>2</sup> 団地	現在				
	採草放牧地	m <sup>2</sup> 団地					
		m <sup>2</sup> 団地					
受け手の借受け後の経営面積、団地数及び主たる経営作目 (C)		作目					
	解除条件付賃借権等の設定を受ける法人の雇用労働力の状況 (G)		解除条件付賃借権等の設定を受ける法人の耕作又は養畜の事業を執行する役員の状況 (H)				
雇用労働力	氏名	役職名	住所	年間農業従事日数		前年実績	見込み
受け手の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (I)		特になし		地域の農業における他の農業者との役割分担の計画 (J)		地域農業に関する各種協議会、農道・用排水路等共用施設の維持管理作業への参加、農業イベント等への参画	

## 土地附属物に関する確認書

農地中間管理事業における農用地等に設置される附属物の取扱要領に基づき、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地に係る附属物の内容並びに原状回復及び収去の条件等については、下記のとおりである。

本確認書に記載されている附属物の原状回復及び収去の義務は、農地借受者が農地所有者に対して直接負うものとし、農地借受者及び農地所有者は、静岡県農業振興公社（以下「公社」という。）に、その義務を負わせないものとする。

## 記

## 1 附属物設置土地（既設及び新設）

土地 番号	土地の所在	面積 (㎡)	貸借期間	備考
			年 月 日～ 年 月 日	
			年 月 日～ 年 月 日	

## 2 附属物の内容及び原状回復等

## (1) 既に附属物が設置されている場合

土地 番号	既設の附属物名 (台数、規模等)	設置 時期	借受時		具体的な状況	返還時				
			破損等 の有無			修繕 交換		収去		具体的な 収去方法等
			有	無		要	不	要	不	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

## (2) 附属物を新設する場合

土地 番号	新設する附属物名 (台数、規模等)	設置者	設置者の 収去義務		設置 時期	収去 時期	具体的な 収去方法等
			要	不			
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

### 3 その他附属物に関する契約等

附属物名	内容	備考

### 4 その他の確認事項

- (1) 既設の附属物の修繕については、農地所有者及び農地借受者の間で協議の上、合意することとし、公社は当該附属物の修繕に関与しないものとする。
- (2) 既設の附属物については、農地借受者と農地所有者又はその他の者との間で、賃貸借、使用貸借、譲渡等の契約を結ぶ場合、公社に契約書等の写しを提出すること。また、公社が必要に応じて県及び市町等関係機関と本確認書に関する情報を共有することを承知すること。
- (3) 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地の契約期間の更新又は再契約時には、当該土地に係る附属物について、新たに確認書の締結を行うこと。
- (4) 附属物（本確認書に記載されている附属物を含む。）の原状回復及び収去の義務について、農地所有者及び農地借受者は、公社にその義務を負わせないものとする。

上記の確認事項を証するため、この確認書2通を作成し、農地所有者及び農地借受者は署名又は記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

農地所有者 住 所  
氏名又は法人名 ⑩  
(代表者名)  
連絡先

農地借受者 住 所  
氏名又は法人名 ⑩  
(代表者名)  
連絡先

農業経営改善計画認定申請書

〇〇市町村長 殿		住所		連絡先		年 月 日
〇〇都道府県知事 殿		フリガナ		フリガナ		
〇〇農政局長 殿		個人・法人名		代表者氏名 (法人のみ)		年 月 日
農林水産大臣 殿		生年月日・ 法人設立年月日		法人番号		
申請者		住所		連絡先		年 月 日
		フリガナ		フリガナ		
		個人・法人名		代表者氏名 (法人のみ)		年 月 日
		生年月日・ 法人設立年月日		法人番号		

農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) 第12条第1項の規定に基づき、次の農業経営改善計画の認定を申請します。

農 業 経 営 改 善 計 画									
① 農業経営体の営農活動の現状及び目標									
(1) 営農類型									
現 状					目 標 ( 年 )				
<input type="checkbox"/> 稲作 <input type="checkbox"/> 麦類作 <input type="checkbox"/> 雑穀・いも類・豆類 <input type="checkbox"/> 工芸農作物 <input type="checkbox"/> 露地野菜 <input type="checkbox"/> 施設野菜 <input type="checkbox"/> 果樹類 <input type="checkbox"/> 花き・花木 <input type="checkbox"/> その他の作物 ( ) <input type="checkbox"/> 複合経営 <input type="checkbox"/> 酪農 <input type="checkbox"/> 肉用牛 <input type="checkbox"/> 養豚 <input type="checkbox"/> 養鶏 <input type="checkbox"/> 養蚕 <input type="checkbox"/> その他の畜産 ( ) <input type="checkbox"/> 複合経営									
年間所得		現状		目標 ( 年 )		年間労働時間		現状 ( 年 )	
主たる従事者1人 当たりの年間所得		万円		万円		時間		時間	
主たる従事者1人 当たりの年間労働時間		万円		万円		時間		時間	
② 農業経営の規模拡大に関する現状及び目標									
(1) 生産									
作目・部門名 (耕)	現 状		目 標 ( 年 )		作目・部門名 (畜)	現 状		目 標 ( 年 )	
	作付面積 (a)	生産量	作付面積 (a)	生産量		飼養頭数 (頭、羽)	生産量	飼養頭数 (頭、羽)	生産量
(2) 農畜産物の加工・販売その他の 関連・附帯事業 (売上げ)									
事業内容		現 状		目 標 ( 年 )		事業内容		現 状	
		万円		万円				万円	
		万円		万円				万円	
		万円		万円				万円	
		万円		万円				万円	





## <参考7> 関係機関連絡先一覧

### 農業参入の相談窓口

	相談窓口	所在地		電話番号
県	静岡県経済産業部農業ビジネス課	〒420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2754
	賀茂農林事務所（企画経営課）	〒415-0016	下田市中531-1	0558-24-2076
	東部農林事務所（生産振興課）	〒410-0055	沼津市高島本町1-3	055-920-2158
	富士農林事務所（生産振興課）	〒416-0906	富士市本市場441-1	0545-65-2194
	中部農林事務所（生産振興課）	〒422-8031	静岡市駿河区有明町2-20	054-286-9020
	志太榛原農林事務所（生産振興課）	〒426-0075	藤枝市瀬戸新屋362-1	054-644-9214
	中遠農林事務所（生産振興課）	〒438-8558	磐田市見付3599-4	0538-37-2269
	西部農林事務所（生産振興課）	〒430-0929	浜松市中央区中央1丁目12-1	053-458-7212
公社	(公社)静岡県農業振興公社	〒420-0021	静岡市葵区茶町2-8-1	054-250-8988

### 農地貸借の相談窓口

#### (1) 市町

	市町	担当課	所在地		電話番号
1	下田市	産業振興課	〒415-8501	下田市東本郷1-5-18	0558-22-3914
2	東伊豆町	観光産業課	〒413-0411	賀茂郡東伊豆町稲取3354	0557-95-6305
3	河津町	産業振興課	〒413-0595	賀茂郡河津町田中212-2	0558-34-1946
4	南伊豆町	地域整備課	〒415-0392	賀茂郡南伊豆町下賀茂315-1	0558-62-6277
5	松崎町	産業建設課	〒410-3696	賀茂郡松崎町宮内301-1	0558-42-3965
6	西伊豆町	産業建設課	〒410-3501	賀茂郡西伊豆町宇久須270-1	0558-55-0212
7	沼津市	農林農地課	〒410-8601	沼津市御幸町16-1	055-934-4757
8	熱海市	観光経済課	〒413-8550	熱海市中央町1-1	0557-86-6214
9	三島市	農政課	〒411-8666	三島市北田町4-47	055-983-2652
10	伊東市	産業課	〒414-8555	伊東市大原2-1-1	0557-32-1733
11	御殿場市	農政課	〒412-8601	御殿場市萩原483	0550-82-4620
12	裾野市	農林振興課	〒410-1192	裾野市佐野1059	055-995-1824
13	伊豆市	農林水産課	〒410-2413	伊豆市小立野24-1	0558-72-9894
14	伊豆の国市	農林課	〒410-2296	伊豆の国市長岡346-1	055-948-1460
15	函南町	産業振興課	〒419-0192	田方郡函南町平井717-13	055-979-8113
16	長泉町	産業振興課	〒411-8668	駿東郡長泉町中土狩828	055-989-5516
17	小山町	農林課	〒410-1395	駿東郡小山町藤曲57-2	0550-76-6121
18	富士宮市	農業政策課	〒418-8601	富士宮市弓沢町150	0544-22-1148
19	富士市	農政課	〒417-8601	富士市永田町1-100	0545-55-2781
20	静岡市	農地利用課	〒420-8602	静岡市葵区追手町5-1	054-221-1134
21	島田市	農業振興課	〒427-8501	島田市中央町1-1	0547-36-7147
22	焼津市	農政課	〒425-8502	焼津市本町2-16-32	054-626-2157
23	藤枝市	農業振興課	〒426-0026	藤枝市岡出山2-15-25	054-643-3266
24	牧之原市	農林水産課	〒421-0592	牧之原市相良275	0548-53-2618
25	吉田町	産業課	〒421-0395	榛原郡吉田町住吉87	0548-33-2121

26	川根本町	農業振興課	〒428-0313	榛原郡川根本町上長尾627	0547-56-2226
27	磐田市	農林水産課	〒438-8650	磐田市国府台3-1	0538-37-4813
28	掛川市	農林課	〒436-8650	掛川市長谷1-1-1	0537-21-1147
29	袋井市	農政課	〒437-8666	袋井市新屋1-1-1	0538-44-3167
30	御前崎市	農林水産課	〒437-1692	御前崎市池新田5585	0537-85-1125
31	菊川市	農林課	〒439-8650	菊川市堀之内61	0537-35-0938
32	森町	産業課	〒437-0293	周知郡森町森2101-1	0538-85-6315
33	浜松市	農地利用課	〒430-8652	浜松市中央区元城町103-2 浜松市役所北館 6階	053-457-2836
34	湖西市	産業振興課	〒431-0492	湖西市吉美3268	053-576-1216

## (2) 農業委員会

相談窓口	所在地		電話番号
下田市農業委員会	〒415-8501	下田市東本郷1-5-18	0558-22-3914
東伊豆町農業委員会	〒413-0411	賀茂郡東伊豆町稲取3354	0557-95-6306
河津町農業委員会	〒413-0595	賀茂郡河津町田中212-2	0558-34-1946
南伊豆町農業委員会	〒415-0392	賀茂郡南伊豆町下賀茂315-1	0558-62-6277
松崎町農業委員会	〒410-3696	賀茂郡松崎町宮内301-1	0558-42-3965
西伊豆町農業委員会	〒410-3501	賀茂郡西伊豆町宇久須270-1	0558-55-0212
熱海市農業委員会	〒413-8550	熱海市中央町1-1	0557-86-6690
三島市農業委員会	〒411-8666	三島市大社町1-10大社町別館 2 F	055-983-2674
伊東市農業委員会	〒414-8555	伊東市大原2-1-1	0557-32-1735
伊豆市農業委員会	〒410-2413	伊豆市小立野24-1 (伊豆市役所別館)	0558-72-9894
伊豆の国市農業委員会	〒410-2296	伊豆の国市長岡346-1 (あやめ会館 1階)	055-948-1460
函南町農業委員会	〒419-0192	田方郡函南町平井717-13	055-979-8113
沼津市農業委員会	〒410-8601	沼津市御幸町16-1	055-934-4757
御殿場市農業委員会	〒412-8601	御殿場市萩原483	0550-82-4620
裾野市農業委員会	〒410-1192	裾野市佐野1059	055-995-1824
清水町農業委員会	〒411-8650	駿東郡清水町堂庭210-1	055-981-8239
長泉町農業委員会	〒411-8668	駿東郡長泉町中土狩828	055-989-5516
小山町農業委員会	〒410-1395	駿東郡小山町藤曲57-2	0550-76-6121
富士宮市農業委員会	〒418-8601	富士宮市弓沢町150	0544-22-1193
富士市農業委員会	〒417-8601	富士市永田町1-100	0545-55-2880
静岡市農業委員会	〒420-8602	静岡市葵区追手町5-1	054-221-1483
島田市農業委員会	〒427-8501	島田市中央町1-1	0547-36-7209
焼津市農業委員会	〒425-8502	焼津市本町2-16-32	054-626-2159
藤枝市農業委員会	〒426-0026	藤枝市岡出山2-15-25	054-643-3269
牧之原市農業委員会	〒421-0592	牧之原市相良275	0548-53-2618
吉田町農業委員会	〒421-0395	榛原郡吉田町住吉87	0548-33-2121
川根本町農業委員会	〒428-0313	榛原郡川根本町上長尾627	0547-56-2226
掛川市農業委員会	〒436-8650	掛川市長谷1-1-1	0537-21-1147
御前崎市農業委員会	〒437-1692	御前崎市池新田5585	0537-85-1125
菊川市農業委員会	〒439-8650	菊川市堀之内61	0537-35-0938

森町農業委員会	〒437-0293	周智郡森町森2101-1	0538-85-6315
磐田市農業委員会	〒438-8650	磐田市国府台3-1	0538-37-4813
袋井市農業委員会	〒437-8666	袋井市新屋1-1-1	0538-44-3167
浜松市農業委員会	〒430-8652	浜松市中央区元城町103-2 浜松市役所本館4階	053-457-2481
北部農地利用グループ	〒431-1395	浜松市浜名区細江町気賀305 北行政センター	053-523-3106
浜北農地利用グループ	〒434-8550	浜松市浜名区貴布祢3000 浜名区役所	053-585-1118
湖西市農業委員会	〒431-0492	湖西市吉美3268	053-576-1216

## 県の試験研究機関

機関	所在地		電話番号
農林技術研究所	〒438-0803	磐田市富丘678-1	0538-35-7211
茶業研究センター	〒439-0002	菊川市倉沢1706-11	0548-27-2311
果樹研究センター	〒424-0101	静岡市清水区茂畑	054-376-6150
伊豆農業研究センター	〒413-0411	賀茂郡東伊豆町稲取3012	0557-95-2341
畜産技術研究所	〒418-0108	富士宮市猪之頭1945	0544-52-0146
中小家畜研究センター	〒439-0037	菊川市西方2780	0537-35-2291

## 県の教育機関

機関	所在地		電話番号
農林環境専門職大学 農林環境専門職大学短期大学部	〒438-0803	磐田市富丘678-1	0538-24-8771

